項の」に、「おける当該」を「おける同項の」に、「（同法」を「（法人税法」に、「）」は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入しない」を「をもつて、前項に規定する超える部分の金額とすることができる」に改め、同項各号中「当該連結親法人及びその連結子法人の支出した交際費等」を「前項の交際費等」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

連結法人の各連結事業年度（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に開始するものに限る。）において、その連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人が当該各連結事業年度において支出する交際費等の額の合計額のうち接待飲食費の額の合計額の百分の五十に相当する金額を超える部分の金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

第六十八条の六十七第一項中「から平成二十六年三月三十一日までの間」を「以後」に、「第六十八条の十一第五項」を「第六十八条の十一第十二項」に改め、「第六十八条の十三第四項」の下に「、第六十八条の十四第五項」を加え、同条第五項第二号を次のように改める。

二　第六十八条の九の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六十八条の十、第六十八条の十一及び第六十八条の十三から第六十八条の十五の七までの規定の適用については、第六十八条の九第一項、第六十八条の十四第二項、第六十八条の十五の二第一項、第六十八条の十五の三第二項及び第六十八条の十五の四第二項中「並びに第六十八条の十五の六第七項及び第八項並びに第六十八条の六十八」とあるのは「、第六十八条の六十八」と、第六十八条の十五の五第一項中「並びに次条第七項及び第八項並びに第六十八条の六十八」とあるのは「、次条並びに第六十八条の六十八」と、第六十八条の十五の六第七項中「並びに前条」とあるのは「、前条並びに第六十八条の六十八」と、第六十八条の十五の七第一項中「並びに次条第七項及び第八項並びに第六十八条の六十八」とする。

第六十八条の六十七第六項中「法令の規定」の下に「及び地方法人税の申告又は還付に関する地方法人税法その他地方法人税に関する法令の規定」を加える。

第六十八条の六十八第一項中「第六十八条の十一第五項」を「第六十八条の十一第十二項」に改め、「第六十八条の十三第四項」の下に「、第六十八条の十四第五項」を加え、同条第四項及び第五項中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十八年十二月三十一日」に改め、同条第八項中「第六十八条の十一第五項」を「第六十八条の十一第十二項」に改め、「第六十八条の十三第四項」の下に「、第六十八条の十四第五項」を加え、同条第十項中「法人税法第百五十一条第一項に規定する法人税申告書（修正申告書を除く。）」を「連結確定申告書等」に、「第五項に」を「同項に」に改め、同条第十一項第二号を次のように改める。

二　第六十八条の九の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六十八条の十、第六十八条の十一及び第六十八条の十三から第六十八条の十五の七までの規定の適用については、第六十八条の九第一項、第六十八条の十四第二項、第六十八条の十五第二項、第六十八条の十五の二第一項、第六十八条の十五の三第二項及び第六十八条の十五の四第二項中「並びに第六十八条の十五の六第七項及び第八項」とあるのは「、第六十八条の十五の五第一項中「並びに次条第七項及び第八項並びに第六十八条の六十八」と、第六十八条の十五の六第七項中「並びに前条」とあるのは「、前条並びに第六十八条の六十八」と、第六十八条の十五の七第一項中「並びに次条第七項及び第八項並びに第六十八条の六十八」とする